

看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

『派遣で働くためのルール・条件』

2023年6月20日

日本派遣看護師協会

目次

- 1 派遣で働くためのルール・条件①
- 2 派遣で働くためのルール・条件②
- 3 医療機関でも派遣で働ける場合とは？
- 4 看護師派遣のまとめ
- 5 短期派遣で働くためのルール・条件①
- 6 短期派遣で働くためのルール・条件②
- 7 社会福祉施設での日雇派遣解禁とは？
- 8 短期派遣のまとめ

1. 派遣で働くためのルール・条件①

日本での派遣業のスタートは、1986年、労働者派遣法が施行されたときに遡ります。当時はたった13種類でのみ許可されていた派遣ですが、その後歳月を追う毎に規制が緩和され、今ではほとんどの職種で許可されるまでになりました。**看護師も例外ではなく、2006年から条件付きで解禁**されました。直近では2021年4月1日にも派遣法が改正され、**日雇い派遣も条件付きではありますが解禁**されました。

「看護師派遣が違法」と誤解されているのは、1999年に制定されたネガティブリストが原因？

1999年、派遣を許可する範囲を一気に広げるにあたって、「次の職種以外は派遣を許可する」という一覧がありました。これが原因で現在でも看護師派遣が違法だと誤解されている方もいるようです。しかし現在は派遣法の改正により**看護師派遣は一定の条件下であれば派遣が許可**されています。

【ネガティブリスト】

- × 湾港運送業務
- × 建設業務
- × 警備業務
- × **病院・診療所での医療業務**
- × 弁護士・公認会計士・税理士などの士業
- × 建築士事務所の管理建築士など、他の法令で禁止されている業務
- × 人事労務関係で労使協議の際、経営者側の直接当事者として行う業務

※現在でも派遣が認められていないのは「港湾運送業務と建設業務、警備業法で認められていない職種」の3つのみです。

2. 派遣で働くためのルール・条件②

2006年から解禁された看護師派遣。

ですが、先述の通り、全面解禁ではなく、一部の条件下でのみ許可されています。

その条件とは、まず**看護師として業務を行う場所がどこであるか**ということが重要になります。

医療機関以外での派遣看護師業務はOK！

医療機関以外の場所で行う看護師業務は、派遣が全面解禁されています。

“医療機関”と定義される場所（派遣NG）

3. 医療機関でも派遣で働ける場合とは？

以下の条件であれば、病院やクリニックといった医療機関でも派遣契約で働けます。

【産休代替】

医療機関で働く看護師が産休・育休に入っている間の助っ人として就業する場合

【紹介予定派遣】

3～6ヶ月後に正職員など直接雇用になり替わることを前提とした派遣の場合

	紹介予定派遣	産休代替	左記以外の派遣
病院	○	○	×
診療所	○	○	×
患者宅（訪問看護など）	○	○	×
助産院	○	○	×
介護老人保健施設	○	○	×
健診センター	○	○	×
有料老人ホーム	○	○	○
デイサービス	○	○	○
特別養護老人ホーム	○	○	○
社会福祉施設	○	○	○
保育園	○	○	○

4. 看護師派遣のまとめ

①医療機関以外での看護師業務はOK！

※2021年4月1日から、へき地の医療機関に限り、看護師等の労働者派遣が認められていました。

②具体的に“医療機関”ではない場所とは？

- ・有料老人ホーム
- ・デイサービス
- ・特別養護老人ホーム
- ・社会福祉施設（保護施設 児童福祉施設 障害者施設など）
- ・保育園

③但し、以下の場合には例外的に医療機関での看護師派遣も許可される。

- ・産休・育休の代替
- ・紹介予定派遣

5. 短期派遣で働くためのルール・条件①

短期派遣では働けないと思われている人も多いようです。
なぜなら看護師である・ないに関わらず、派遣法で日雇い派遣自体が禁止されているから、だと思いますが、看護師派遣には短期派遣が数多く存在しています。それらが派遣法の基準を満たしているのは、様々な条件をクリアしているからであり、その条件をクリアしていれば、全く問題ないからです。

雇用の契約期間を31日以上に

派遣法で禁止されている「日雇い派遣」というのは、本人と派遣会社（派遣元）との間で結ばれた雇用期間が1日や2日など極端に少ないものを指しています。**法律上は雇用期間が30日以内のものは全て日雇い派遣に分類**されています。

看護師派遣でよく見かける短期の派遣は、この雇用契約を31日以上とすることで、法律の基準をクリアしています。派遣先自体は1～2日単位の案件だったとしても、**派遣スタッフが派遣会社（派遣元）と雇用契約を31日以上結ぶため、日雇い派遣には該当しません。**

但し、31日以上雇用契約を結ぶには、**週20時間以上の労働**があらかじめ見込まれていなければなりません。週3日以上労働か複数の案件を組み合わせることで、派遣法を遵守しているということになります。

⇒※**2021年4月1日より「へき地の医療機関と社会福祉施設等の日雇い派遣」が全面解禁**されました。
【規定根拠】法第4条第1項第3号、第35条の4第1項及び第55条

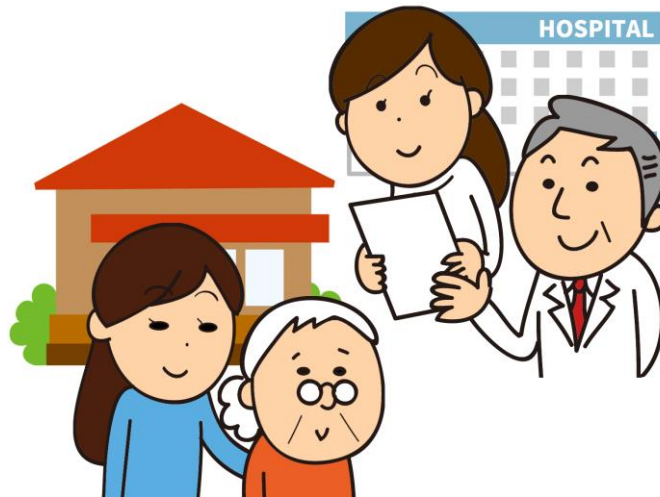
6. 短期派遣で働くためのルール・条件②

「週20時間以上の仕事を入れないとダメなら、副業での派遣は不可能では？」
という疑問に対しては、以下の条件を満たすことにより例外的に認められています。

週20時間未満でも派遣が許可される条件（どれか1つでも当てはまればOK）

週20時間未満でも派遣が許可される条件

- 本業の収入が年間500万円以上
- 世帯収入が年間500万円以上
- 60歳以上
- 雇用保険の適用を受けない学生（定時制・通信制を除く）



7. 社会福祉施設等への日雇派遣解禁とは？

2021年4月より、「**社会福祉施設等への日雇派遣**」が全面解禁となりました。

社会福祉施設等への日雇派遣とは？

看護師の「社会福祉施設等に限定した日雇派遣」が解禁となりました。
なぜ「社会福祉施設等」に限定して日雇派遣が認められるかというと、福祉・介護を担う社会福祉施設においては「看護師が行う業務は入所者の日常的な健康管理業務が中心であり、緊密な連携が必要な高度なチーム医療は一般的に行われないことから、業務上の支障が少ないものと考えられるため」です。

厚労省の調査によると、離職中の看護師の中には、**多様化するライフスタイル等に合わせて日雇派遣で働くことを求める人の存在も少なくないことが確認されており、一定のニーズが想定**されます。
「社会福祉施設等への日雇派遣解禁」については、へき地医療機関への派遣と異なり、「看護師のみ」に限定されます。

7. 短期派遣のまとめ

- ①派遣スタッフが派遣会社（派遣元）と雇用契約を31日以上で締結する
- ②週20時間以上の労働があらかじめ見込まれていること
- ③但し、週20時間未満であっても以下の場合には短期派遣が認められる。
 - ・ 本業の収入が年間500万円以上
 - ・ 世帯収入が年間500万円以上
 - ・ 60歳以上
 - ・ 雇用保険の適用を受けない学生（定時制・通信制を除く）